

平成29年 9月25日
長野県司法書士会
長野県青年司法書士協議会

事業報告書

1 相談会名

司法書士による「全国一斉養育費相談会」

2 開催日時

平成29年9月2日（土）10：00～16：00

3 開催趣旨

現在、わが国では貧富の格差が拡大しており、生活保護受給者数は過去最多を更新しています。また、子どもの貧困に関する「子どもの貧困率」は13.9%、子どもがいる現役世帯のうち大人が1人の世帯の相対的貧困率は50.8%にも上っています（平成28年度国民生活基礎調査）。

実に、子どもの7人に1人が貧困状態、ひとり親世帯の2世帯に1世帯が貧困状態です。

さらに、現在、離婚母子家庭において「養育費の取り決めをしている世帯」は37.7%に過ぎず、「養育費を現在も受給している世帯」は19.7%という大変低い数値となっており（平成23年度全国母子世帯等調査より）、このような養育費の状況が子どもの貧困を助長しているものと考えられます。なお、わが国では協議離婚が離婚の9割を占めますが、協議離婚の場合には養育費の取り決めをしなくても離婚できる制度となっていますし、取り決めがあったとしても、さまざまな要因で支払を受けられないという現状があります。

そこで、私たち司法書士は、子どもたちを貧困から救うには、養育費の支払や養育費の取り決めのために、積極的な法的支援をすべきと考えました。具体的には、養育費の取り決めのない場合には法的に有効な取り決めをできるように当事者を支援し、取り決めのある場合には支払を受けられるよう法的な支援をしていくことです。このような趣旨により、「全国一斉養育費相談会」（無料電話相談）を実施します。今回の相談会を通じ、貧困に陥り困窮する子どもへの法的支援を行うとともに、貧困問題に関し、現場から声を拾い上げ、その声を行政や社会に届けていきたいと考えています。

なお、本相談会は、全国青年司法書士協議会が開催した「あきらめないで 全国一斉養育費相談会 ～子どものかけがえのない今と、未来のために～」の一環にもなっています。

4 相談件数

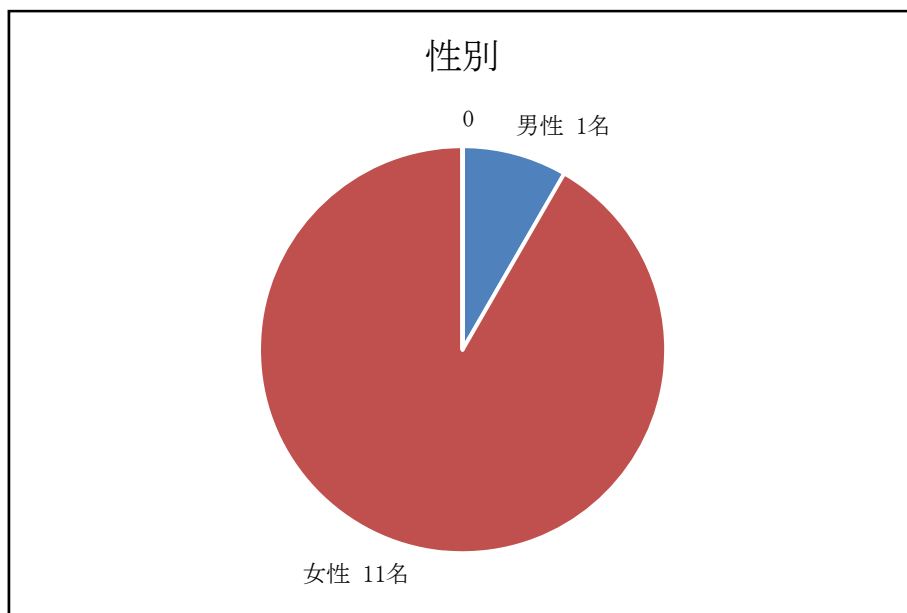
合計 12件

※12件の中には相談者自身ではなく他の人に関する相談も少数含まれていますが、以下の内訳は相談者によって行っています。

内訳

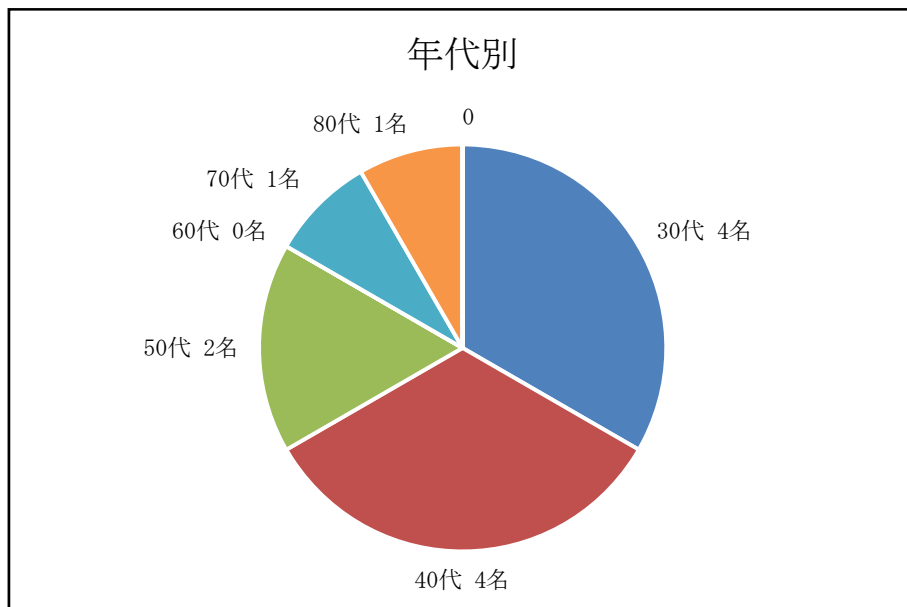
(1) 性別

男性 1名 女性 11名



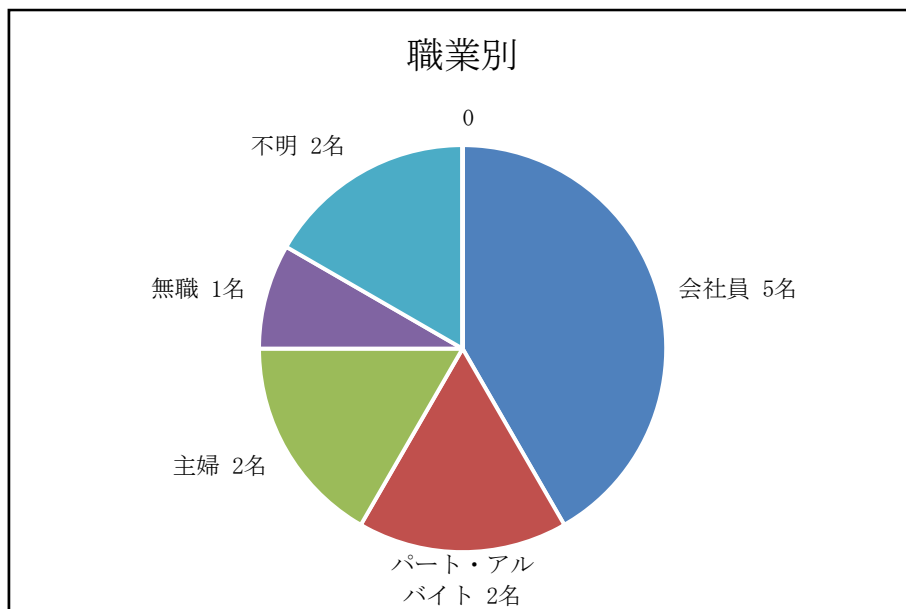
(2) 年齢

30代 4名 40代 4名 50代 2名
60代 0名 70代 1名 80代 1名



(3) 職業

会社員 5名 パート・アルバイト 2名
主婦 2名 無職 1名 不明 2名



5 主な相談内容

以下のとおりですが、中でも1点目の相談がとて多かったです。なお、その他の夫婦親子関係に関する相談もありました。

- 養育費に関する取決めをしたのに、そのとおりの支払が受けられない。
- 養育費に関する取決めを何もしないまま離婚したが、養育費の請求をしたい。
- 事情の変更により養育費を減額してほしい。

6 実施した感想・コメント・今後の対応

長野県司法書士会または長野県青年司法書士協議会が行っている養育費に関する相談会はこれで5回目になりますが、開催すれば毎回多くの相談が寄せられており、今回も多くの相談が多く寄せられました。相談者は現役世代の女性が圧倒的に多く、相談内容としては養育費の取決めをしている当事者からの相談が多数を占めており、子育てをする女性が離婚を契機として金銭的に苦しい状況におかれることがうかがわれる結果となっています。

なぜみずからがいったんは約束したはずの養育費の支払をやめてしまうのでしょうか。今回の相談会を通じて養育費を取り巻く難しい現実に触れたとき、大人の都合に巻き込まれた子どもをいかに養育していくかという意識を大人全体で共有する必要があるのではないか、そのために司法書士として取り組むことができることがあるのではないかとの思いを持ちました。

来年度も相談会を継続できるよう、本年度の相談会の結果について検討していきたいと思っております。

7 相談会の様子

